

新	旧	備考
<p data-bbox="152 193 922 260">貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p data-bbox="539 308 981 375">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00068 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="98 424 981 647">この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第 6 条（附帯別表第 3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p data-bbox="521 699 555 727">記</p> <p data-bbox="103 775 331 804">1 基本的引受基準</p> <p data-bbox="125 815 315 844">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="125 855 981 1118">(4) 「別表 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあつては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p> <p data-bbox="147 1129 981 1197">ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="147 1208 315 1236">①～② (略)</p> <p data-bbox="147 1248 981 1351">③ <u>起算点「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」2 に規定するものをいう。</u>から<u>最終決済日までの期間</u>（以下、「ユーザンス」という。）が 1 年以内のもの</p> <p data-bbox="125 1362 248 1391">(5) (略)</p> <p data-bbox="125 1402 981 1469">(6) 対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金の額が</p>	<p data-bbox="1059 193 1830 260">貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p data-bbox="1442 308 1883 375">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00068 沿革 <u>平成 27 年 11 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="1001 424 1883 647">この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第 6 条（附帯別表第 3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p data-bbox="1424 699 1458 727">記</p> <p data-bbox="1005 775 1234 804">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1028 815 1218 844">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1028 855 1883 1118">(4) 「別表 <u>1</u> 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあつては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p> <p data-bbox="1050 1129 1883 1197">ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="1050 1208 1218 1236">①～② (略)</p> <p data-bbox="1050 1248 1565 1276">③ <u>代金決済のユーザンスが 1 年以内のもの</u></p> <p data-bbox="1028 1362 1151 1391">(5) (略)</p> <p data-bbox="1028 1402 1883 1469">(6) 対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金の額が</p>	

新	旧	備考
<p>増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第 1 条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>上</u>事故管理区分 B に格付けされている場合又は名簿規程別表 3 第 1 号から第 6 号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。</p> <p>(7) 貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034）第 22 条から第 24 条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1. <u>(4)</u>①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第 1 条第 1 項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が「別紙 3 政府開発援助契約等」の 1 <u>(1)</u>（<u>決済方式を問わない。</u>）又は 2 に該当する対象契約</p> <p>② （略）</p> <p>(9) 特約書附帯別表第 3 第 1 項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、2. <u>国別引受基準の(1)③- 1</u>又は③- 2の条件に該当する対象契約とする。</p> <p>2 国別引受基準</p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙 2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の①- 1、①- 2 及び②に該当する対象契約は、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	<p>増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063。以下「名簿規程」という。）第 1 条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）<u>の</u>事故管理区分 B に格付けされている場合又は名簿規程別表 3 第 1 号から第 6 号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。</p> <p>(7) 貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034）第 22 条から第 24 条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1. <u>(4)</u>①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第 1 条第 1 項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等（「別紙 3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）の 1 <u>(1)</u>又は 2. に該当する対象契約（<u>決済方法のいかんを問わない。ラインバース方式等により決済が行われるものを含む。</u>）</p> <p>② （略）</p> <p>(9) 特約書附帯別表第 3 第 1 項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、2. <u>国別引受基準の(1)③- 1</u>又は③- 2の条件に該当する対象契約とする。</p> <p>2. 国別引受基準</p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙 2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の①- 1、①- 2 及び②に該当する対象契約は、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	

新	旧	備考
<p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>(注1) ②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>(2)①において同じ。)</u></p> <p><u>イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（上記①-1、①-2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③-1(ii)ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>(注2) 前受金により支払いを受ける対象契約の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 対象契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③-1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>	<p>③-1及び③-2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③-1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>	

新	旧	備考
<p>イ <u>前受金により支払いを受ける対象契約</u></p> <p>ロ <u>日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の案件。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) <u>③ - 2における政府開発援助契約等の取扱い</u>は次のとおりとする。</p> <p>イ <u>対象契約の全体が、政府開発援助契約等に該当する場合</u>について、<u>保険契約を締結する</u>。</p> <p>ロ <u>一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合</u>（ただし、③ - 2に該当する場合を除く）、政府開発援助等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ <u>一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)若しくはイラク財務省保証付き I L C決済に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分（ただし、③ - 2 (ii)に該当する部分を除く）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L Cの取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ <u>上記イからハ以外の場合、一の対象契約のうち政府開発援助等</u></p>	<p>イ. (略)</p> <p>ロ. <u>日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上 G S格、G A格若しくは G E格又は S A格に格付けされているものに限る。）が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の案件。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ. <u>対象契約の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては保険契約を締結する</u>。</p> <p>ロ. <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合</u>（ただし、③ - 2に該当する場合を除く）、政府開発援助等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ. <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、③ - 2 (i)に該当するもの又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)若しくはイラク財務省保証付き I L C決済に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する案件については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない案件については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分（ただし、③ - 2 (ii)に該当する部分を除く）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金及び I L Cの取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ. <u>上記イからハ以外の場合、政府開発援助等に該当する部分のみ、</u></p>	

新	旧	備考
<p>に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 (注2) ③ - 1 (ii) イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。 イ. <u> </u> ~ ロ. <u> </u> (略) (注3) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準 政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であって、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等 イ <u>「別表 国別引受基準」の『契約等の金額の上限』欄に金額の記載のある国を支払国とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</u> ロ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 ハ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、</p>	<p>日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 (注2) ③ - 1 (ii) イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。 イ. <u> </u> ~ ロ. <u> </u> (略) (注3) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準 政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であつては、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等 イ. <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u> ロ. <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、</u></p>	

新	旧	備考
<p>対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成27年11月16日] この改正は、平成27年11月30日から実施する。</p>	<p>対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、<u>貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001）</u>第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成27年11月2日] この改正は、平成27年11月10日から実施する。</p>	
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. <u>2</u>年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2. <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備 考) 1. <u>E/S</u> : Each Shipment 2. <u>M/S</u> : Middle Shipment 3. <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4. <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5. <u>C/O</u> : Commissioning</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. <u>2</u>年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2. <u>起算点</u>については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備 考) 1. <u>E/S</u> : Each Shipment 2. <u>M/S</u> : Middle Shipment 3. <u>LM/S</u> : Last Major Shipment 4. <u>P/A</u> : Provisional Acceptance 5. <u>C/O</u> : Commissioning</p>	
<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>対象契約の仕向国</u>は、以下によるものとする。 ① (略)</p>	<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>対象契約の仕向国</u>は、以下によるものとする。 ① (略)</p>	

新	旧	備考
<p>② 本邦内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国 <u>（対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあっては、対象契約の相手方が所在する国）</u></p> <p>2. <u>対象契約の支払国は、以下によるものとする。</u> ①～② （略）</p> <p>3. <u>対象契約の保証国は、以下によるものとする。</u> ① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国 <u>（I L C発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合には、当該支店の所在する国）</u> ② 確認付の I L Cの場合は、当該 I L Cの確認銀行が所在する国 <u>（I L C確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合には、当該支店の所在する国）</u></p>	<p>② 本邦内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国。ただし、<u>対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあっては、対象契約の相手方が所在する国</u></p> <p>2. <u>対象契約の支払国は、以下によるものとする。</u> ①～② （略）</p> <p>3. <u>対象契約の保証国は、以下によるものとする。</u> ① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国。<u>ただし、I L C発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合には、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u> ② 確認付の I L Cの場合は、当該 I L Cの確認銀行が所在する国。<u>ただし、I L C確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合には、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u> <u>（注）上記①又は②のうち I L Cの発行又は確認銀行が支店であって本店が異なる国に所在する場合は、当分の間支店の所在国を保証国とすることを妨げない。ただし、この場合にあっては当該本店の所在国に係るてん補事由による損失については、てん補しない。</u></p>	
<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>借款等（注）により決済される対象契約</u>をいう。</p> <p>1. <u>決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金のいずれかにより行われる借款等</u></p>	<p>[別紙3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。</p> <p>1. <u>次に掲げる借款等により決済が行われる対象契約であって、当該決済がL/Cスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金により行われるもの</u></p>	

新	旧	備考
<p>(1) ~ (16) (略)</p> <p>2 日本政府が支払人となる<u>贈与又は無償供与等</u></p> <p>注：保険契約の申込時において、<u>当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>(1) ~ (16) (略)</p> <p>2. <u>贈与、無償供与等</u>日本政府が支払人となる<u>対象契約</u></p> <p>政府開発援助契約等に係る保険契約の申込みを行う場合には、<u>当該対象契約の代金が上記借款供与機関の実施する借款等により決済されるものであることを証する書類の写しを添付すること。</u></p>	
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1：1 <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>前項</u>に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易</p>	<p>[別表 1]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>※「<u>契約等の金額の上限</u>」：一件当たりの対象契約の金額の上限 「<u>ユーザンスの上限</u>」：対象契約における代金の支払猶予期間</p> <p>注1：1 <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. <u>前項</u>に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易</p>	

新	旧	備考
<p>一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について〔一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部〕（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00068）別表の注 1 に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注 2 : (略)</p>	<p>一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について〔一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部〕（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00068）別表 <u>1</u> の注 1 に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注 2 : (略)</p>	
(削除)	<p><u>[別表 2]</u></p> <p><u>国カテゴリー表 (略)</u></p>	